

年金だより



ゆめありくん

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

国民年金保険料を未納にしていますと、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が生じたとき、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。そのため、制度の利用をご案内します。

審査は被保険者と同一世帯の配偶者および世帯主の前年（前々年）の所得額により審査されますが、退職（失業）された方は審査対象外となります。なお、学生の方は、「学生納付特例制度」になります。

○申請期間

平成19年度分（平成19年7月分～平成20年6月分）：申請受付期限は平成20年7月末まで
平成20年度分（平成20年7月分～平成21年6月分まで）：申請受付は平成20年7月から

※平成20年6月分まで全額免除・納付猶予

に承認されている方で、翌年度以降も継続申請を希望された方は、7月以降新たに申請書を提出されなくても審査されます。

○必要な書類

年金手帳もしくは基礎年金番号通知書等
・ 認印
・ 退職（失業）したことを理由にするときは、そのことを確認できる書類（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等）

定例社会保険事務相談所 （年金相談等）

場所 トキのむすぶ元気館

（新穂瓜生屋362番地1）

6月18日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

6月19日(木)

受付 午前9時～11時

7月16日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

7月17日(木)

受付 午前9時～11時

お問い合わせ

新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

市役所市民課 国保年金係

☎63-5112

または各支所市民課国民年金担当係

BOOK

図書館だより

中央図書館 ☎63-2800

図書館をもっと上手に 使っていただくために！

貸出冊数：10冊まで 貸出し期間：2週間です

初めて借りる方は、利用者登録をしてください。所定の用紙にご記入いただくとその場で、利用者カードを発行いたします。期間中に読みきれなかった場合は、利用中の本に予約が入っていない場合に限り、1週間の期間延長ができます。電話またはカウンターでお申し込みください。

本の所蔵を調べる方法 閲覧室に設置してある図書検索システムで所蔵の有無を調べることができます。また、このシステムから予約もできます。本を探すために請求記号をメモしましょう。

お探しの図書が本棚にない場合

お気軽にカウンターの職員におたずねください。
・ 貸出中の図書は、予約をすることができます。
・ 出版年の古い図書などは書庫に保管してあります。

複写サービスについて 所蔵図書・新聞・雑誌など一部分をコピーすることができます。1枚20円です。

郷土資料の貸出しについて 貴重な郷土資料は、散逸することが懸念されほとんどの資料が貸出しできないことになっています。散逸した場合は、その補充が難しいのが現実ですが、2冊以上所蔵している場合は、貸出可能です。ご家庭で不要となった郷土資料がありましたら、図書館へ寄贈をお願いします。

請求記号とは？

R210タ

本の背表紙に貼ってあるラベルの番号のことです。請求記号順に並べられています。

「R」…別置記号といって、図書館の約束事です。例えば「S」は新書。「B」は文庫。「Y」はヤングアダルト。「K」は郷土資料。「J」は児童書。「R」は参考資料です。別置記号がない場合は一般書です。

「210」…本のテーマを表しています。

「タ」…著者記号といって、著者の頭文字です。著者のあいうえお順に並んでいます。

ありがとうございました

故遠藤廣様（相川地区）のご遺族から、貴重な郷土資料をたくさんご寄贈いただきました。ありがとうございました。

